

令和5年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
16	1	香澄・芝園	香澄1丁目公団住宅町会	七中体育館トイレの改修について	部分的には改修工事を実施しようだが、洋式トイレにはなっていないとのこと。避難所としての役割を考えた時、高齢者には非常に不便であることから、早急な改善を要望する。香澄小学校体育館も含め現状確認してほしい。	その他	第七中学校及び香澄小学校の体育館トイレにつきましては、現在、男女ともに1ヶ所、洋式トイレに改修済みとなっております。	教育委員会	教育総務課
16	2	香澄・芝園	市営香澄自治会	カーブミラーの設置	香澄4丁目2番付近は人が立つとカーブで車が見えないため、カーブミラーを設置してほしい。	対応不可	歩行者用カーブミラーにつきましては、歩行者ごとにカーブミラーの見え方が大きく異なることや、カーブミラーへの過度の依存により本来不可欠である目視での安全確認が疎かになり、事故を誘発する危険性があるため設置する予定はございません。ご理解のほどよろしく願いたします。 なお、令和5年3月に車両に対する注意喚起として、電柱幕「横断者注意」を設置いたしました。	都市環境部	道路管理課
16	3	香澄・芝園	香澄6丁目自治会	カーブ確認ミラー等の設置	香澄6丁目11番1号付近の交差点は、車道には一時停止線があるが停止せず交差点内に進入する車両もあり、接触事故が多い。一時停止線がある箇所はカーブミラーをつけられないとのことだが、死角が大きいので、双方の確認が取れる策として設置を要望する。	対応不可	カーブミラーには交差点直近の死角を映すことができない短所があり、ミラーへの過度の依存により本来不可欠である左右確認などの安全運転が疎かになり、出会い頭の事故が発生する危険性を伴います。そのため現在の基準としては、適切な運転をした際においても目視による安全確認が困難な場合などに設置しております。当該箇所は、停止もしくは徐行を行うことで目視による安全確認が可能であることから、カーブミラーを設置する予定はございません。ご理解のほどよろしく願いたします。 なお、現地を確認したところ、歩行者や自転車への注意喚起として設置している路面標示「横断注意」が薄れていたため、令和5年3月に補修いたしました。併せて、路面標示「横断注意」を目立たせるための対策として、路面標示の周りに外枠を設置いたしました。 また、車両の一時停止につきましては、習志野警察署と連携を図り、取締りの強化を要請してまいります。	都市環境部	道路管理課
16	4	香澄・芝園	Lフロール4丁目町会	香澄近隣ふれあい公園内街路灯の改修	香澄近隣ふれあい公園内の壁打広場に設置されている街路灯が破損しているため修理してほしい。夜間公園内が暗く治安上も良くない。早急に街路灯修理と併せポールからの防護も含めた改修を要望する。	令和4年度予算で対応	従前の公園灯カバーより、耐衝撃性を考慮した素材(ポリカーボネート)の活用を図り、令和4年12月にカバーを交換いたしました。	都市環境部	公園緑地課
16	5	香澄・芝園	香澄5丁目町会	汚水マンホール臭気	香澄近隣公園南側道路汚水管マンホールより臭気が漏れて汚物臭がするため、臭気対策を要望する。	対応不可	当該箇所の現地調査を行いました。下水道管内に滞水もなく施設にも異常はありませんでした。引き続き、現地の状況を注視してまいります。	企業局	下水道課
16	6	香澄・芝園	香澄連合町会	路面に「止まれ」の標示	香澄5丁目町会内各所に路面への「止まれ」を標示してほしい。	他機関へ依頼	一時停止の設置につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから、所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ、「一時停止規制は、基本的に住宅街の中には設置しない。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課

一覧表中の個票番号は受付番号です。（「地区内優先順位」ではありません。）

※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。

令和5年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
16	7	香澄・芝園	Lフロール4丁目町会	菊田川と第七中学校間遊歩道側溝の整備	菊田川と七中との遊歩道の側溝が落ち葉で詰まり、豪雨の際に歩道が水で溢れ通行出来なかったため、側溝の掃除と落ち葉が入らないよう蓋を取り付けてほしい。	他機関へ依頼	ご要望の歩行者通路につきましては、菊田川の河川管理用通路でありますことから河川管理者である千葉土木事務所に本要望をお伝えしたところ、「管理用通路の側溝については、維持管理を容易にすることに加え、雨水を速やかに集水・排水するために、人や自転車横断する部分を除き、原則として蓋の設置は行っておりません。また、側溝の流末については、当区間の中心あたりに設置されている樹に排水が集まり、市の雨水管を経由して、川へ放流されています。現地を確認したところ、樹の詰まりが確認されたので、今後清掃を実施いたします。」との回答をいただいております。また、降雨時に側溝の雨水が溢れ通行支障となっていることから、令和5年度に公園緑地課にて側溝の清掃を実施いたします。	都市環境部	都市政策課
16	8	香澄・芝園	香澄1丁目公園住宅町会	交通渋滞緩和の提案	茜浜2丁目8番前の交差点について、昨年度は高架橋を提案したが、対応不可の回答があった。しかしながら、秋津サッカー場の観客席倍増やBBQ場の設置などの計画が進められており、交通渋滞解消について考慮されていない。広域に考える重要性は承知しているものの、局所的にできるところから解消してほしい。については、交通渋滞を軽減できる可能性のあるスクランブル交差点化を提案する。また、JR新習志野駅から千葉工大への通学路にもなっており、多くの学生が列をなして通ることから、朝・夕の渋滞時に警備員を配置するよう千葉工大に要望してほしい。	他機関へ依頼	信号機の管理につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから、所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ、「スクランブル交差点にすると、歩行者青信号が長くなり、車両の青信号が短くなるため、同所の慢性的な渋滞を悪化させる。また、歩道の全方向を切り下げなければならないことから、歩道が危険となり安全対策上出来ない。」との回答をいただいております。一方で、当該交差点における千葉工大の学生の通行に対して、警備員を配置し、安全な通行を促すよう、千葉工大に依頼いたしました。	都市環境部	道路管理課
16	9	香澄・芝園	県営香澄自治会	茜浜緑地の駐車場区画のラインの引き直し	茜浜緑地の駐車場区画のラインが消えかかっているため、引き直しを要望する。	令和5年度以降の予算で対応・検討	茜浜緑地における駐車場の区画線につきましては、範囲が広大なことから令和5年度から開始し、3年程度での計画的な補修をいたします。	都市環境部	公園緑地課
16	10	香澄・芝園	県営香澄自治会	横断歩道の設置	香澄1丁目5番1号付近の県営住宅入口に横断歩道を設置してほしい。	他機関へ依頼	横断歩道の設置につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから、所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ、「従道路(交差する道路のうち車両交通量が少ない方の道路)の交通量が少ないため、横断歩道設置の予定はない。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課
16	11	香澄・芝園	香澄2丁目町会	香澄中央通りと香澄1丁目・香澄2丁目間の歩道に入る通路の防護柵について	香澄2丁目10番付近のガードポールについて、車いす・ベビーカー・高齢者用手押車などの通行の邪魔になっている。安全面も考慮し、全撤去ではなく、車いすの人が速やかに通れるように改修してほしい。この他市内複数箇所歩道から車いすでの出入りがしにくくなっているため、市内全体の調査・検討を要望する。	対応不可	香澄2号緑道の出入口の車止めにつきましては、当初、単柱の車止めだけが設置されておりましたが、オートバイなどの二輪車の乗り入れを防止するために、新たに門型の車止めを追加して設置したもので、緑道を安全に利用していただくためのものです。車いすの人が速やかに通れるように改修すると、二輪車も容易に乗り入れることが可能となり、緑道をご利用される方の安全性が損なわれてしまいます。また、バリアフリー法に基づくガイドラインでは、車椅子の通過に必要な最低幅は80cmで、車止めの有効幅は90cm以上とされており、香澄2号緑道の出入口につきましては、90cm以上は確保されています。車いす、ベビーカー、高齢者用の手押し車の通行が、速やかに行えない状況は理解しておりますが、安全性の確保が優先でありますことから、車止めを改修する予定はございません。同様に、市内にあります車止めにつきましても、安全性の確保のために設置しているものです。バリアフリー法に基づくガイドラインに満たない箇所につきましては、改修工事等を行う際に改善してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	都市環境部	公園緑地課

一覧表中の個票番号は受付番号です。（「地区内優先順位」ではありません。）
 ※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。